

令和 7 年度第 3 回
船橋市青少年問題協議会資料

【議題1 通学路の取扱いについて】

通学路については、小学校の学区において片道 20 人以上の児童が通学のために通行する道路の区間を指定しており、交通事情等を考慮するとともに、犯罪被害防止や防災の観点も考慮し、可能な限り安全な道路を設定しています。

【議題2 スクールガードの人数及びスクールガードリーダーの現状について】

(1) スクールガード・リーダーの現状

①概要

文部科学省「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に伴う「地域学校安全」指導員として実施される教職員 0B 等による「スクールガード・リーダー」事業として平成 17 年度からスタートしました。

平成 21 年度には文部科学省及び千葉県の補助事業がなくなり船橋市が単独で行いましたが、平成 22 年度からは文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として国の直接補助(1/3)を受け事業を行っています。

②目的

「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として、学校防犯に関わる保護者、地域の方々並びに市立小・中学校及び特別支援学校に対して、より良い防犯活動を行うための指導、援助、評価を専門家の立場で行い、子供たちが一層安全で安心して生活することができる楽しい学校づくりを目指し、学校や地域の安全性を高めることを目的としています。

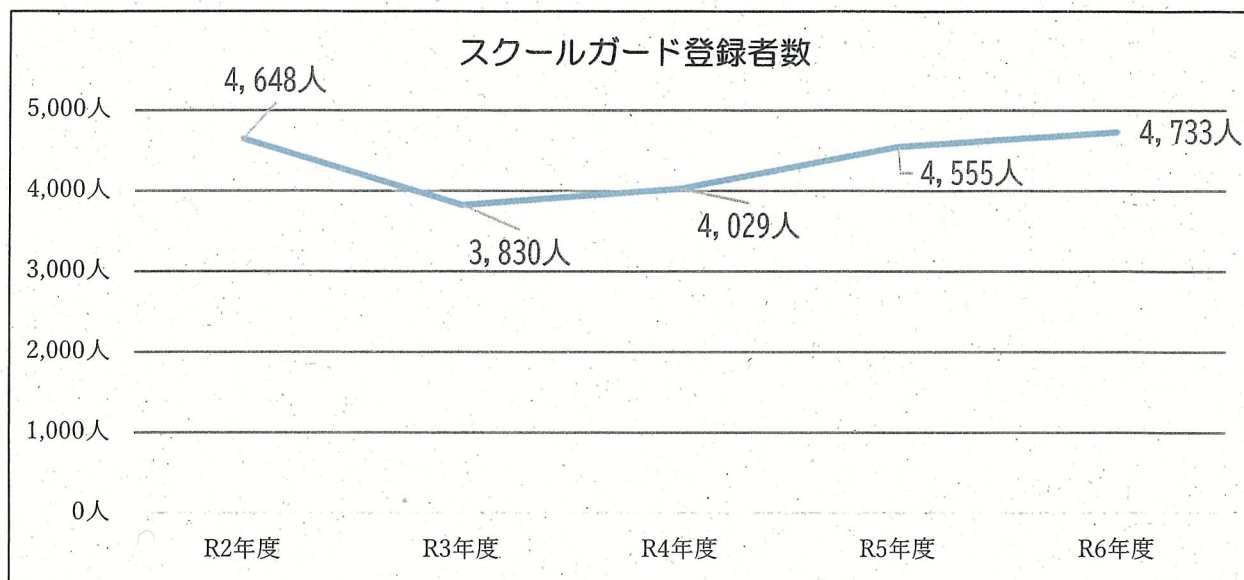
③活動内容

- ・スクールガード・リーダーは、船橋市における児童・生徒の不審者被害の現状を踏まえながら、実際に学区を巡回し、スクールガードの方へ適宜、助言等を行います。
- ・不審者等に関するリスク情報の収集・分析、防犯教育、危機管理マニュアル等、学校にとって重要であるが専門性が求められ煩雑な事務を効果的に進められるよう、スクールガード・リーダーが指導・助言等を行います。
また、突発的な緊急事案が発生した際における事故災害防止への指導・助言をし、被害の拡大を防ぎます。
- ・月に 1 回スクールガード・リーダーが集まり、防犯対策等に関する研修及び情報交換を行い、状況に合わせ市内の小・中学校が連動した防犯対策を実施できるよう研修を行っています。

④実績

年度	人数	備考
平成17年度	1人	文部科学省のモデル地域として七林小学校・八木が谷小学校・前原小学校・田喜野井小学校で実施。
平成18年度	5人	文部科学省の国庫補助間接事業として、1人当たり10校を基準に市内55校(小学校及び特別支援学校)にて実施。
平成19年度	7人	前年度の事業に、船橋市の単独事業として2人新たに追加し、市内55校(小学校及び特別支援学校)にて実施。
平成20年度	7人	前年度と同様に事業を実施。
平成21年度	7人	文部科学省及び千葉県の事業がなくなり、船橋市独自で市内55校(小学校及び特別支援学校)にて実施。
平成22年度	6人	文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として国の直接補助(1/3)を受け、市内55校(小学校及び特別支援学校)にて実施。
平成23年度	8人	前年度の事業に、中学校も加え全82校にて実施。(※ただし、中学校は学校への助言・指導のみ。)
平成24～26年度	10人	前年度と同様に事業を実施。
平成27～令和2年度	11人	前年度と同様に事業を実施。
令和3～4年度	11人	塚田南小学校の開校に伴い、全83校にて事業を実施。(※ただし、中学校は学校への助言・指導のみ。)
令和5年度	11人	金杉台中学校の閉校に伴い、全82校にて事業を実施。(ただし、中学校は学校への助言・指導のみ。)
令和6年度	12人	前年度と同様に事業を実施。
令和7年度	13人	前年度と同様に事業を実施。

(2) スクールガードの人数について（各年度3月末時点）



船橋市におけるひきこもり支援について

1. これまでの経緯

令和4年4月	国からの通知を受け、ひきこもりの支援に関して、庁内関係部局及び関係機関が相互かつ適時に情報共有を図るとともに、連携して支援に取り組む体制を構築するため、「船橋市ひきこもり支援プラットフォーム」を設置。以降、毎年度2回会議を開催。 構成部署：地域包括ケア推進課（地域包括支援センター）、保健総務課、福祉政策課、地域福祉課（「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」）、障害福祉課（基幹相談支援センター「ふらっと船橋」）、児童相談所開設準備課（家庭児童相談室）、商工振興課（ふなばし若者サポートステーション）、総合教育センター、青少年センター、船橋市社会福祉協議会、船橋公共職業安定所
令和5年9月	ひきこもり支援に関する相談窓口チラシを作成し、ホームページや公共施設等での配架のほか、民生委員・商店会連合会等でも周知依頼
令和7年9月	第1回ひきこもり家族教室開催
令和8年2月	第2回ひきこもり家族教室開催（予定）
令和8年度	年6回ひきこもり家族教室開催予定

2. ひきこもり家族教室について

(1) 概要

家族がひきこもり状態にあることで悩んでいる方を対象に、ひきこもりについての基礎的な知識や関わり方を学び、家族同士が集まって悩みを共有し合い不安な気持ちを解消できる教室を、千葉県ひきこもり地域支援センターと連携して開催する。

(2) 対象者

家族がひきこもり状態にあることで悩んでいる市内在住者

※ひきこもり当事者の年齢やひきこもり歴等の要件は特に設けない。

(3) 周知方法

広報ふなばし、市ホームページ、公共施設・支援関係機関や民生委員へのチラシ配布など

(4) 開催実績

【第1回】

日時：令和7年9月9日（火）13：30～15：30

場所：中央公民館第2集会室

参加人数：16人

参加者の年代：50代4名、60代5名、70代3名、80代3名、不明1名

子の年代：10代1名、20代2名、30代5名、40代3名、50代2名

子のひきこもり歴：0～5年5名、5～10年3名、10年以上5名

内容：

前半：講義	「ひきこもりについて知ろう」 千葉県精神保健福祉センターの精神科医、(一社)千葉県公認心理師協会の臨床心理士・公認心理師による、ひきこもりについての基礎的な知識や関わり方に関する講義
後半：交流会	講師にファシリテートを依頼し、可能な範囲で参加者に自己紹介や感想などを話してもらう。

参加者からの意見：

- 最近落ち込んでいたため、皆さんの苦労している話を聞いて、人それぞれ色々あるのだと参考になった。もう少し前向きにやっていこうと思う。
- 同じ悩みを持つ人に相談したり、保健所などの相談員の話聞いてみたが、どうしたら本人が家族と話をするようになるのかももっと聞きたい。
- 本人の意思がなければ福祉サービス等が利用できないが、本人の意思を引き出すためには親だけでは難しいというのが現状。今後どうしたらよいかわからない。

(5) 今後の開催予定

【令和7年度第2回】

日時：令和8年2月19日(木) 13:30～15:30

場所：船橋市役所11階大会議室

内容：第1回と同様の予定

【令和8年度】

全6回のコース 奇数月の第3木曜日に開催予定

第1回	ひきこもりのメカニズム
第2回	ポジティブなコミュニケーションスキルの獲得① ～安心できる関係づくり～
第3回	問題行動を理解する
第4回	ポジティブなコミュニケーションスキルの獲得② ～望ましいコミュニケーションについて～
第5回	家族自身の生活を豊かにする
第6回	相談機関の利用の仕方

第2回ひきこもり家族教室

～ひきこもりについて学ぼう～



- 家族がひきこもっている
- ひきこもっている家族にどのように接すればいいかわからない
- 同じ境遇の人と話したい・・・

ひきこもりについての講義を聞き、お話しませんか？

同じような悩みを持つ家族が集い、ひきこもりについて学び語りあい情報交換することで、不安を軽減し少しでも安心できるようお手伝いします。



日時

令和8年2月19日(木)

13:30～15:30

会場

船橋市役所11階大会議室

船橋市湊町2-10-25

内容

①ひきこもりについて知ろう(講義)

千葉県精神保健福祉センター 地域保健課長・精神科医 岡東 歩美 氏

②ひきこもりについて話そう(交流会)

(一社)千葉県公認心理師協会 臨床心理士・公認心理師 石川 雅子 氏

※第1回(令和7年9月開催)と同内容です。

定員

15名

※お申込みが多数の場合は、参加を制限させていただく場合がございます。

対象

家族がひきこもり状態にある船橋市在住の方

申込

①受付フォーム

下記のURLまたは二次元コードを読み込むと受付フォームに移動します。

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure-alias/hikikomori2>



受付期間
1月15日(木)
～
2月2日(月)

②Eメール

下記の項目を入力の上、

chiikifukushi@city.funabashi.lg.jpまで

【入力事項】参加者の氏名・年代・連絡先(メールアドレス・電話番号)、
ひきこもりのご家族の年代・ひきこもり歴、

(該当する場合のみ)すでに関わりのある相談機関・医療機関

《問い合わせ》 船橋市地域福祉課 047-436-2314



市児童相談所及びこども家庭センターの設置について

【児童相談所の設置】

船橋市では「船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」として、市児童相談所開設に向けた取り組みを進めています。

1. 主な経緯と進捗状況

令和3年 4月	整備地及び敷地面積を決定
令和3年 7月	「船橋市児童相談所基本構想」を策定
令和3年11月	開設時期と整備スケジュールを決定
令和4年 3月	「船橋市児童相談所新築工事基本・実施設計」に着手
令和5年 9月	実施設計完了
令和6年 6月	工事契約議案の可決・工事契約の締結
令和6年 7月	工事開始
令和6年11月	「船橋市児童相談所基本構想改訂版」を策定
令和8年 3月	竣工（予定）
令和8年 7月	開設（予定）

2. 現在の状況と今後の予定

施設整備

令和6年7月に建設工事に着手し、令和7年3月に基礎工事が完了、10月に地上躯体工事が完了、現在は内装工事の最終段階となっております。

また、再生可能エネルギーの活用を図るため、建物屋上の一部に太陽光発電設備を設置します。

竣工は令和8年3月末を予定しており、4月から3か月間の開設準備期間を経て、計画通り令和8年7月の開設を予定しています。

人材確保・育成

児童相談所に必要な職員は、多岐・多数にわたることから、総務部と協議のうえ開設までの計画的な配置（採用）を進めるとともに、職員を他自治体児童相談所に派遣し、実務を学んでもらうなど育成を図っています。

現在のところ予定通りの職員配置ができる見込みです。また、常勤職員として弁護士及び精神科医の配置を予定しています。

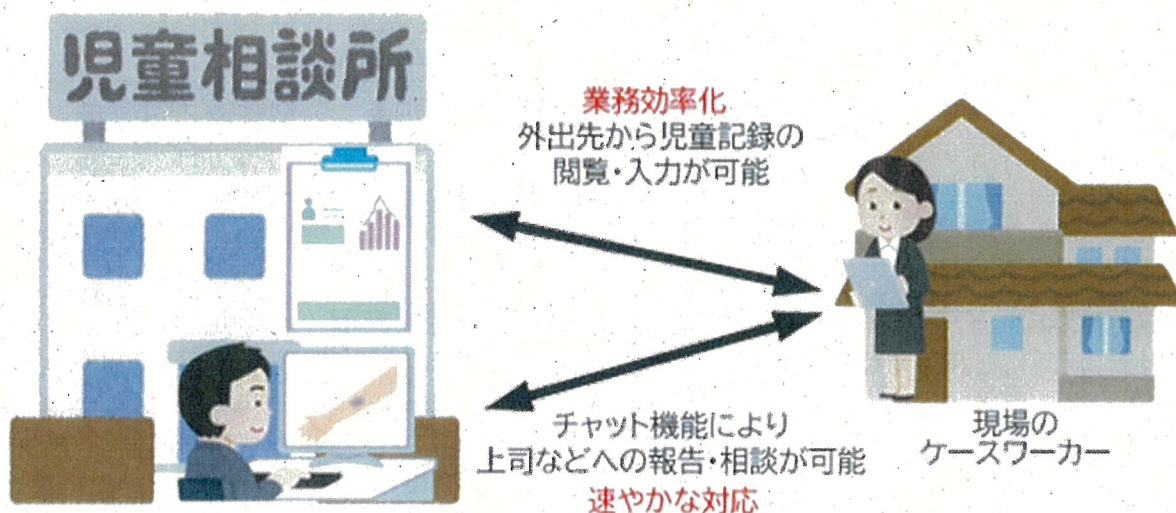
システム構築

児童相談所開設に向け、相談記録作成など児童相談所業務に係るシステムを令和6年度に導入し、令和7年3月から家庭児童相談室にて使用しています。

当該システムは、児童の相談記録を記録できる基本的な機能に加え、持ち運び可能な端末（iPad）で運用することができ、外出先から記録の作成や閲覧が可能となります。また、チャット機能を用いて、外出先から写真等の状況証拠を管理職等と共有することができることから、迅速かつ正確に報告・相談を行え、適切な判断・指示が可能になりました。

現在は、児童相談所の開設に向け、里親や一時保護所に関わる業務などの児童相談所版システムへの機能拡充を行っています。

《児童相談システムの概要》



里親等啓発

一時保護所や入所施設に代わって児童の社会的養護を担っていただく里親を確保するため、令和5年度より市独自で里親制度説明会を実施しています。令和7年度は説明会のほか、新たに商業施設にて里親制度普及啓発を目的としたイベントの実施や市ホームページ等に掲載する里親制度普及啓発用動画を作成しました。この動画は、実際に活動している里親や、里子として育った人のインタビューをメインに、里親制度について分かりやすく説明しています。

【動画 冒頭（サムネイル）】



下記の二次元コードを読み取ってご覧ください。



3. 市児童相談所整備概要

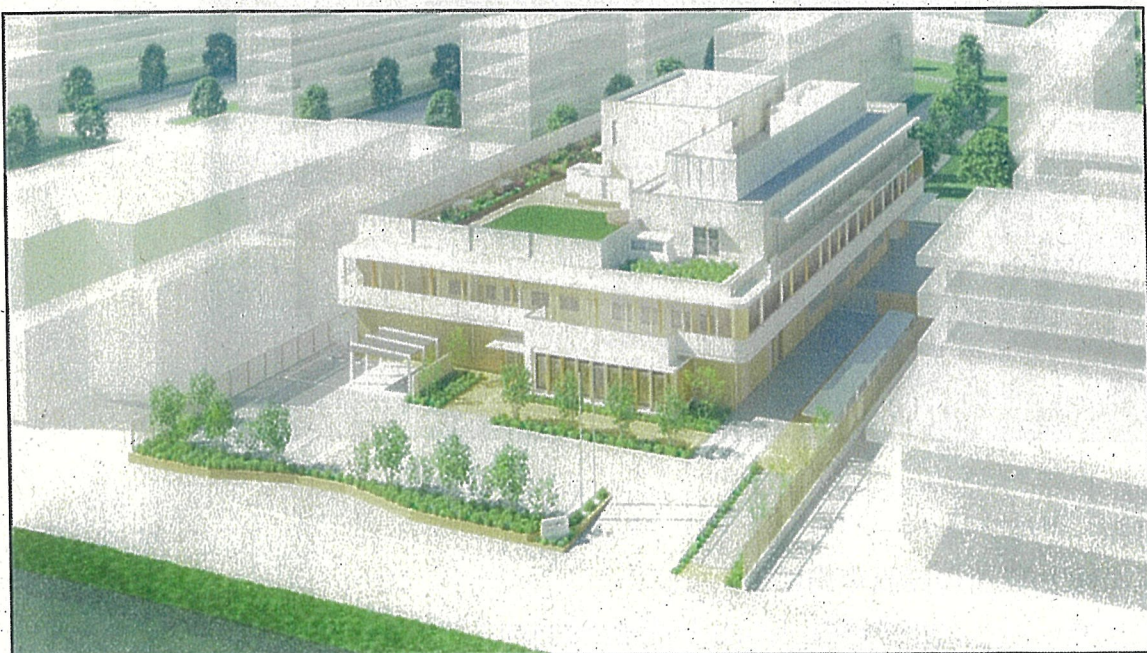
建設地：船橋市若松2丁目3番61号 ※JR南船橋駅から徒歩6分
 敷地面積：3,086.21㎡
 構造／規模：鉄筋コンクリート造 地上3階 延べ面積：3,615.61㎡
 一時保護所定員：32名

【周辺図】



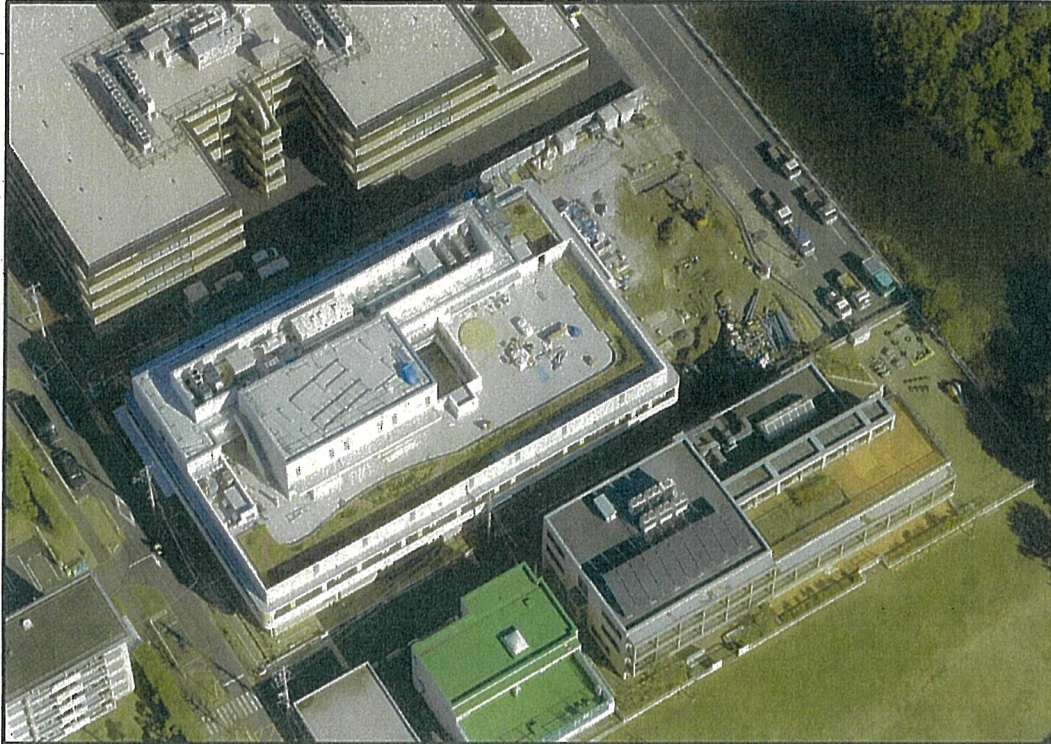
【完成イメージ図】

●外観パース_鳥瞰



●進捗状況①

(令和8年1月14日撮影)



進捗状況②

(令和8年1月13日撮影)



《参考》 市ホームページ

「船橋市児童相談所の開設準備について」

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/support/002/p128217.html>



【こども家庭センターの設置】

1. こども家庭センターとは

こども家庭センターとは、母子保健に関する各種の相談に応ずる「子育て世代包括支援センター※1」と児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行う

「市区町村子ども家庭総合支援拠点※2」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織としてポピュレーションアプローチ（すべてのこどもや子育て家庭を対象とした事業等）とハイリスクアプローチ（家庭状況や経済状況等に課題があり、より集中した支援を要する家庭を対象とした支援）を両輪とした子育て家庭に対する相談支援を実施する機関として改正法にて新たに位置づけられた相談支援機関です。

本市のこども家庭センターでは、上記の機能に加えて、現在、こども家庭支援課で行っているヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として設置を予定しています。

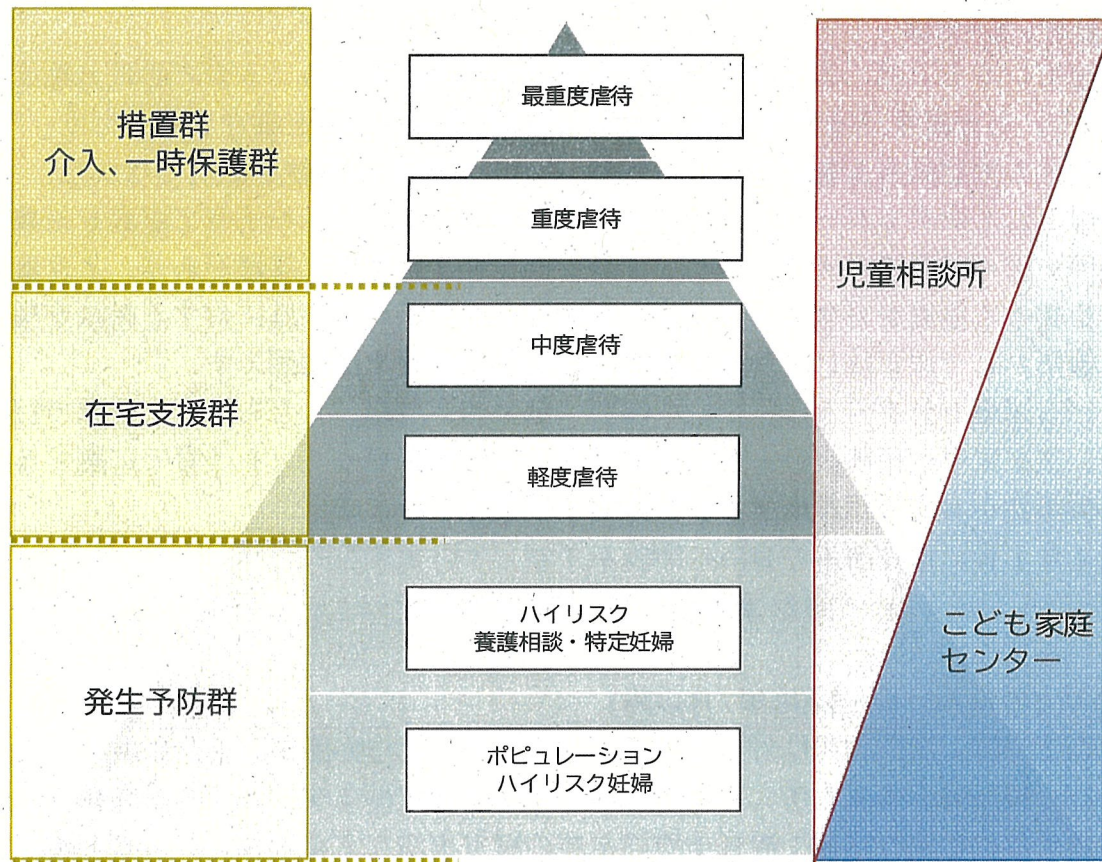
令和8年4月1日、市役所本庁舎内に開設を予定しています。

※1 船橋市でいう「ふなここ」 ※2 船橋市でいう「家庭児童相談室」

2. 児童相談所との役割分担(令和8年7月以降)

市児童相談所では、虐待相談に対する対応・支援を中心に行います。また、虐待以外の理由による一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当し、こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当します。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションからハイリスクまで幅広い相談に対応し、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しています。なお、こども家庭センターで対応・支援を進める中で、状況が変わっていくケース等については、逐一市児童相談所と情報を共有し、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要となった場合は、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど切れ目のないシームレスな連携を行います。

※こども家庭相談における役割分担のイメージ





令和
7年度



自転車乗車用ヘルメット購入で 2,000円を補助します!!

申請期間

令和8年3月31日(火)

令和7年5月1日(木) から ~~令和8年2月20日(金)~~ まで

※予算額に達した場合は、予定より早く終了することがあります。

郵送は
必着!!

補助対象

- ・申請時に申請者と利用者が **市内在住**
- ・令和7年4月1日(火)以降に購入したヘルメット
- ・SGマークなどの安全基準を満たす **税込2,000円以上** のヘルメット
- ・インターネット購入 も対象
- ・令和6年度に利用者として補助金の交付を受けた方は **対象外**

事業詳細

詳しくは **市ホームページ**へ ▶▶▶

船橋市 自転車 ヘルメット 補助金

検索



- ＼ 自転車乗車時は必ずヘルメットをかぶろう ／
千葉県内で令和6年上半期に自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。
- ＼ 自転車保険に加入しよう ／
千葉県では自転車保険への加入が義務化されています。



船橋市 市民安全推進課

自転車ヘルメット担当

047-436-8854

平日(土日祝・年末年始を除く) 午前9時から午後5時

申請方法

オンラインでの申請 ▶▶▶ 市ホームページからアクセス

窓口での申請 ▶▶▶ 自転車ヘルメット受付窓口にお越しください。
△ 窓口での申請の場合は、必ず認印をご持参ください。

郵送での申請 ▶▶▶ 〒273-8501 船橋市市民安全推進課自転車ヘルメット担当 宛に郵送

必要書類

✓ 申請書 ※オンラインでの申請の場合は不要

窓口や郵送での申請の場合は、申請書に押印が必要です。訂正箇所は二重線を引き押印してください。
申請書は、5月1日以降に受付窓口や出張所・連絡所・船橋駅前総合窓口センターで配布します。
市ホームページからダウンロードして印刷することもできます。

✓ 添付書類

① 本人確認書類 ※補助金申請者・ヘルメット利用者それぞれ必要

- ・ 補助金申請者の本人確認書類(有効期限内) ※市内在住者に限る
補助金申請者の(1)氏名、(2)住所、(3)生年月日が確認できる、公的機関が発行したもの
例 ▶▶▶ マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)
- ・ ヘルメット利用者の本人確認書類(有効期限内) ※市内在住者に限る
ヘルメット利用者の(1)氏名、(2)住所、(3)生年月日が確認できる、公的機関が発行したもの
例 ▶▶▶ マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)、船橋市子ども医療費助成受給券

② 購入日、購入金額がわかるもの ※令和7年4月1日以降購入かつ税込2000円以上

例 ▶▶▶ 領収書、レシート、注文詳細のスクリーンショット(インターネット購入の場合)

③ 自転車ヘルメットの安全基準の認証が確認できるもの

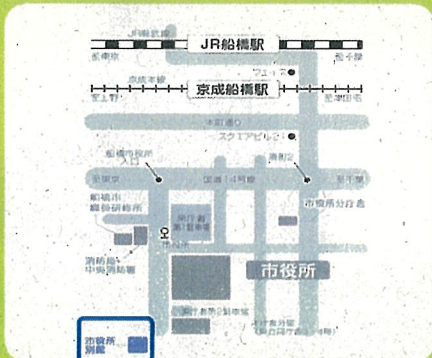
例 ▶▶▶ ヘルメットについている安全認証マークの写真
SGマーク、JCFマーク、CEマーク(EN1078)、GSマーク、CPSCマーク(CPSC1203)の5種類の安全基準のうち、どれかを満たした自転車乗車用ヘルメットが補助の対象です。
△ 通販サイトの商品詳細や購入明細は、「安全基準の認証が確認できるもの」に利用できません。

④ 補助金申請者の振込先口座確認書類 ※補助金申請者名義の口座

(1)金融機関名、(2)支店名(支店番号)、(3)口座番号、(4)口座名義(カタカナ)が確認できるもの
例 ▶▶▶ 通帳(見開きページに記載があります)、キャッシュカード、Web通帳のスクリーンショット

受付窓口

令和8年1月5日に
別館1階から**別館2階**へ移転
平日(土日祝・年末年始を除く) 午前9時から午後5時



安全認証マークについて

添付書類③「自転車ヘルメットの安全基準の認証が確認できるもの(安全認証マーク)」は、ヘルメットの内側や外側にあります。
以下のように写真を撮って提出してください。

安全認証マークの写真の例

SGマーク



JCFマーク



CEマーク(EN1078)

